様式第3号（第7条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

身延町長　　　　　　印

移住支援金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった移住支援金の交付については、下記のとおり決定したので、移住支援事業、マッチング支援事業及び起業支援事業における身延町移住支援金交付要綱第7条第1項の規定に基づき通知します。

記

1　支援金区分

2　交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　円

3　移住支援金の交付の条件

(1)　移住支援金の交付後、交付要綱第9条第1項各号のいずれかに該当する場合は、移住支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すこととし、同条第2項各号に掲げる区分に応じ移住支援金の返還を請求します。

(2)　移住支援金交付事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、交付要綱第10条の規定に基づき、交付決定対象者に対し必要な事項の報告を求め、また、任意の協力により立入調査を行う場合があります。

(3)　この通知書は、フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は、金利引下げの適用が受けられない場合があります。

(4)　交付決定対象者が、移住支援金の返還を請求された場合は、フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

(5)　交付決定対象者に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度適用を受けるためには、交付決定日の日から起算して5年以内に取扱金融機関への申込みが必要となります。

(6)　この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は、特別利率の適用が受けられない場合があります。

(7)　交付決定対象者が、移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。